

豊情個審答申第58号
令和2年(2020年)11月18日

豊中市長
長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

豊中市個人情報保護条例の規定に基づく自己情報開示請求却下決定処分について（答申）

令和2年3月13日付け諮問第48号により諮問を受けた豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に係る取扱いについて、別添のとおり答申します。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「1982（S57）年豊中市蛍池北町〇-〇-〇の土地買収に関する情報」に係る自己情報開示請求却下決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和元年12月25日、豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し「1982（S57）年豊中市蛍池北町〇-〇-〇の土地買収に関する情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和2年1月7日、本件開示請求に係る情報を「物件移転補償契約に基づき、市が契約者（開示請求者の亡母）に支払った保証金の内容」と特定し、「今回、請求を受けた38年前の補償金の情報は、相続に関する情報とは認められず、豊中市個人情報保護条例第18条第3項第2号に該当しないため。」との理由を付して自己情報開示請求却下決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年2月18日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、同年3月13日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示決定を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張の要旨は、審査請求書の記載内容をまとめると以下のとおりである。

- 1 かなり昔の資料との理由であれば尚更、開示されてもいいと思われる。
- 2 この補償金が、特別受益となっているため、特別受益者と特別寄与者との兼ね合いもあり、話し合い時の資料として必要。遺留分の計算には加える事ができないのは承知している。あくまでも話し合いの場での資料として知る権利はあると思われる。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 当初の自己情報開示請求書には「特別受益」に関する記載がなく、昭和57年（1982年）の補償が相続に直接関係するものとは考えにくいため、自己情報開示請求却下の判断となった。
- 2 補償金が特別受益であれば特別受益は相続に関する情報であり、開示の対象となるが、今回の請求内容が特別受益に該当する根拠となる資料等がない状況であるため、審査請求を却下するものである。なお、審査請求書の提出にあたり、審査請求人に資料の添付を依頼したが、資料はないとのことであった。
- 3 以上のことから、本件処分には、違法又は不当な点は何ら存在しないため、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

第六 審査会の判断

1 本件自己情報について

本件自己情報は、昭和57年（1982年）に審査請求人の亡母と市が契約した物件移転補償契約（以下「本件補償契約」という。）に基づき支払われた補償金の情報である。

2 条例の基本的な考え方

① 条例第1条は、「この条例は、自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を求める市民の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定め、行政の適正な執行を図ることにより、個人の権利利益を保護し、もって地方自治の本旨に即した信頼される市政を推進することを目的とする。」と定め、市民の個人情報の収集、目的外利用、外部提供に当たっての一定のルールを規定し、行政における事務事業の適正な執行を図りつつ、個人の権利利益を保護し、市民自身が自己に関する情報の流れを管理する権利を保障するものである。

② 死者に関する個人情報については、不適切な取扱いによって死者の名誉を傷つけたり、その相続人等生存者の権利利益を侵害するおそれがあることから、条例における「個人情報」に含まれるものとして、その保護を図ることとしている。

条例第18条第3項において、「次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める死者の個人情報を自己情報として開示請求をすることができる。

- (1) 死者の法定代理人であった者 当該死者を本人とする情報
- (2) 死者の配偶者、子及び父母（以下「配偶者等」という。）であった者（前号に該当する者を除く。） 当該死者の疾病又は死亡に関する情報及び当該死者の死亡に起因して相続以外の原因により取得した慰謝料請求権その他の権利義務に関する情報並びに死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(3) 死者の相続人(前2号に該当する者を除く。) 当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報

(4) 前3号に掲げる者のほか、実施機関が委員会の意見を聴いて開示請求を認めた者 委員会の意見を聴いて認めた範囲の情報

と定め、死者の個人情報に関して、自己情報として開示請求をすることができる者及びその情報の範囲を示している。

3 本件処分の妥当性について

本件開示請求に係る情報が、条例第18条第3項第2号のうち「死者の相続人である場合にあっては、当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報」という要件に該当するかどうかについて検討する(他の条項、要件には該当しない)。

審査請求人の亡母は、昭和57年〇月〇日に豊中市土地開発公社と本件補償契約を締結し、当該契約に基づき、豊中市土地開発公社は亡母に物件の移転及びこれに伴い生ずる損失に対する補償金として、物件移転補償契約書第4条第2項に基づき、昭和58年〇月〇日に残金を受領した事実が認められる。また、同項に規定する残金の支払いは、当該契約の対象となる物件の取去が完了した際に支払われる残金としての性質を有するものであることから、残金支払い後に亡母ないし審査請求人と豊中市土地開発公社との間で何らかの権利義務関係が残存している事実も確認できない。したがって、本件開示請求に係る情報は、審査請求人が死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報とはいえない。

また、審査請求人は、補償金が特別受益となっており、話し合いのためにその内容を知る権利がある旨主張するが、当該補償金が特別受益となっていることを窺わせる客観的資料はないことから、補償金に関する情報が「当該死者から相続を原因として取得した権利義務に関する情報」ということができない以上、上記判断を左右するものとはいえない。

よって、本件開示請求に係る情報は、審査請求人の自己情報に該当するとはいえない。

4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和2年(2020年)11月18日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会長 塩川 茂

委員 中川 丈久

委員 前田 雅子

委員 塩野 隆史

委員 野田 邦子